

「伊賀市議会基本条例の一部改正（案）」について

1 条例改正しようとする理由

伊賀市議会基本条例第 23 条に基づき、改選後この条例の目的が達成されているかどうか議会運営委員会において検証を行うこととしています。

このことから、改選後、全議員から意見集約するとともに、議会運営委員会において各条文の検証を行い、この検証結果に基づき本条例の一部改正を行うものです。

2 主な改正内容

改正内容	理由
第 3 条第 6 号として、次の一項を追加する。 <u>(6) 新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むこと。</u>	社会情勢の変化等により生ずる市政の課題等に適切に対応する議会であるべく、議会の活動原則の一つとして新たに規定するものです。
第 6 条として、次の一条を追加する。 <u>第 6 条 議会は、災害時においても、議会機能の維持に努めなければならない。</u> <u>2 災害時の議会の行動基準等については、別に定める。</u>	東日本大震災における被災都市の議会で、議決機関としての機能を果たせなかったことを教訓とし、議事・議決機関、住民代表機関として議会機能の的確な維持に努めるよう新たに規定するものです。
第 13 条を第 16 条として、第 2 項中に下線部を追加する。 2 委員長は委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、 <u>委員長報告への質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。</u>	委員長報告について、「質疑に対する答弁」という表現が、誰を想定した質疑への答弁なのか不明確であるため、「委員長報告への質疑に対する答弁」と明確に分かるよう規定するものです。